

不法投棄は重大犯罪です

不法投棄は他人ごとではすまされません。
やっても、やらせても罪になります。



■廃棄物を排出した事業者の責任について

- 事業者は、事業活動にともなって排出される産業廃棄物が適正に処理されるように、生じた廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。
- 排出事業者は、排出した産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、許可を持った産業廃棄物処理業者（収集運搬業許可業者・処分業許可業者）に定められた基準（委託基準）に従って委託しなければなりません。
- 排出事業者は、委託した場合であっても、産業廃棄物の最終処分が終了するまで、一連の処理状況を確認し、処理が適切に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

■処理を委託した排出事業者にも責任があります

- 処理業者が不法投棄した場合、処理業者だけでなく、その処理を委託した排出事業者も行政処分（措置命令）の対象となることがあります。「産業廃棄物処理業者に委託したから無関係」ではありません。

■不法投棄を引き起こさせないために

- 処理を委託した産業廃棄物が不法投棄されないためには、法律で定められた委託基準を守るだけでなく、「委託業者の選定時に広く情報収集を行う」、「適正な処理料金により委託契約を行う」、「委託業者の処理状況や中間処理後の残さ物の最終処分についても現地確認を行う」、等の方法があります。

■個人も事業者と同様に罰せられます

- 個人が不法投棄を行うことも重大な犯罪です。廃家電リサイクルの有料化にとまない、電化製品などを不法投棄する例が増えています。個人であっても不法投棄は厳しく罰せられます。

■主な罰則

- 不法投棄した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科されるなど厳しい罰則が設けられています。（法人には3億円以下の罰金）



©宮城県旭プロダクション

法律第25条（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科）

- 不法投棄違反
- 不法投棄違反未遂
- 無許可営業
- 無許可業者への委託
- 措置命令違反
- 受託禁止違反
- 焼却禁止違反
- 焼却禁止違反未遂

法律第26条（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科）

- 委託基準違反
- 再委託基準違反
- 改善命令違反

法律第27条の2（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

- マニフェスト不交付
- マニフェスト未記載
- マニフェスト虚偽記載
- マニフェスト保存義務違反
- 電子マニフェスト※虚偽登録
- 電子マニフェスト報告義務違反
- 電子マニフェスト虚偽報告

※年間50トン以上の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）を排出する事業場を設置している事業者が、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の処理を委託する場合、使用が義務づけられています。

宮城県・仙台市・宮城県警察本部

※このチラシの裏面は折りたたむと「不法投棄等発見通報マニュアル」としてご利用いただけます。詳しくは裏面をご覧ください。

7 通報先一覧

保健所名	電話番号	FAX	町・市・区
吉野保健所	0224-533118	0224-533131	田代町、新田町、外瀬町、藤井町、上ヶ瀬町、栗田町
斎藤保健所	022-363-5501	022-367-6930	斎藤町、柳三郎町、鶴谷町
斎藤保健所	0223-226295	0223-243525	大野町、新沢町、西瀬町
大野保健所	0229-910711	0229-229449	瀬原町、大野町、色原町、大野町、新沢町、新沢町
大野保健所	0225-951447	0225-948982	大野町、大野町、神奈川町
気仙沼保健所	0226-225127	0226-24901	気仙沼町、神川町
気仙沼保健所	022-211-2467	022-211-2390	気仙沼市を除く他の地域
気仙沼保健所	022-214-3809	022-214-8366	気仙沼市を除く他の地域

6 通報する内容

- 通報者の氏名、連絡先
- 発見日時
 - 年月日
 - 時間帯
 - 定期性・継続性の有無
- 発生場所
 - 所在地番（地番が不明な場合は進入路等）
 - 利用状況、付近の特徴（現場確認の際の目印など）
 - 土地所有者、使用者の住所、氏名、連絡先
 - 現場の状況
 - 廃棄物の種類
 - 廃棄物の量（縦×横×高さ（m）、あるいは、ダンボール台分等）
 - 出入りしている車両の様子（台数、ナンバー、形状、記載事項等）
 - 行為者の特徴（住所、氏名、職業等、あるいは風貌、特徴）
 - 周辺環境への影響等（におい、水源の汚染）

4 不法投棄が行われやすい時間・場所

- 不法投棄は、人目を避けるため、夜間や早朝に山間部の空き地や休耕田などで行われます。不法投棄されやすい場所としては、
- ①民家がすぐ近くになく、周辺からの見通しが悪い
 - ②主要道から少し入ったところで、大型ダンブが通れる道幅がある
 - ③高速道路のインターチェンジから近いなどといった条件の土地がねらわれやすいと言われています。

3 不法投棄の問題点

- 環境汚染を引き起こします。不法投棄された廃棄物は、自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、将来にわたって、悪臭・地下水汚染などの公害問題を発生させ、健康や生活にも悪影響を及ぼすことはもちろん、回復困難な負の遺産として残ります。
- 原状回復には多大な費用がかかります。
- 不法投棄を根絶しない限り、真の意味での“循環型社会の構築”はできません。不法投棄された廃棄物は本来有効な資源として活用されるべきものも含まれています。資源活用のループに乗らないと資源枯渇のスピードを速めることにつながります。

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

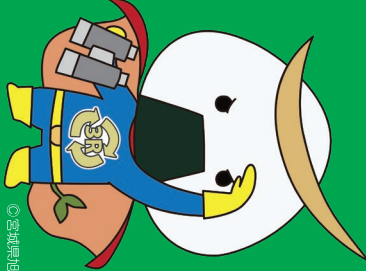
罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

罰則

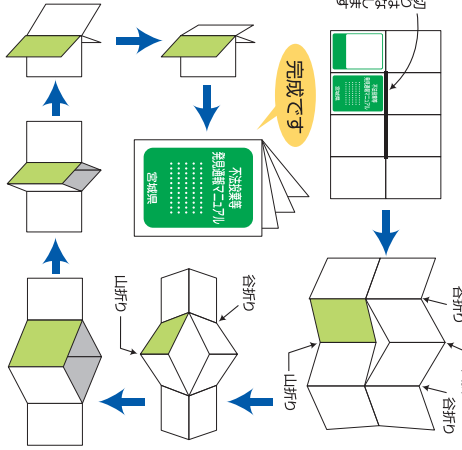
不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

不法投棄等発見通報マニュアル



宮城県・仙台市

冊子の折り込み方



〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県環境生活部
廃棄物対策課
電話 022-211-2467
FAX 022-211-2390
ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/sosiki/nateki/>

1 不法投棄とは

法律では、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められています。これを反して「みだりに」廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。「みだりに」とは、「正当な理由なく」「故なく」と同じ意味です。

特に産業廃棄物を処分するためには、自らの責任で適正に処理する（設置施設により許可が必要）か、法律に基づき知事等の許可を受けた者に処理を委託することが必要です。許可を受けている場所には、許可内容を示す看板や囲いが設置されていますから、それ以外の場所に廃棄物を放置したり、自分の土地であっても穴を掘って埋めたりすることは、不法投棄にあたります。

罰則

不法投棄をおこなった者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。【不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります】

2 不法投棄の問題点

①環境汚染を引き起こします。不法投棄された廃棄物は、自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、将来にわたって、悪臭・地下水汚染などの公害問題を発生させ、健康や生活にも悪影響を及ぼすことはもちろん、回復困難な負の遺産として残ります。

②原状回復には多大な費用がかかります。

③不法投棄を根絶しない限り、真の意味での“循環型社会の構築”はできません。不法投棄された廃棄物は本来有効な資源として活用されるべきものも含まれています。資源活用のループに乗らないと資源枯渇のスピードを速めることにつながります。



宮城県環境生活部